



2019年2月27日

投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、3月1日より下記ファンドの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 追加ファンド

ファンド名	ファンドの特色	委託会社
ゴールドマン・サックス社債／ 国際分散投資戦略ファンド 2019-03 愛称：プライム One2019-03	<ol style="list-style-type: none"> 1. ゴールドマン・サックスが発行する円建債券（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額について、元本確保をめざします。 2. 国際分散投資戦略指数の収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。 3. ゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。 	アセット マネジメント One

2. 取扱店 全店
 ※つくばのガマぐち支店（インターネット専門支店）を除く

3. 取扱開始日 2019年3月1日（金）
 ※単位型投資信託のため、申込期間は2019年3月1日（金）から2019年3月28日（木）までとなります。

4. 商品概要 別紙「商品概要」を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線 3730
TEL 029-859-8111			

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書および補完書面）」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号
加入協会 日本証券業協会

商品概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2019-03 愛称：プライムOne2019-03
商品分類	単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）
購入単位	1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	1口当たり1円（基準価額は1万円当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	換金のお申込みは、原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2019年3月1日から2019年3月28日まで
換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。 東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所、香港先物取引所のいずれかの休業日 または、5月1日、12月24日、申込日の翌日からロンドンの銀行が2連続休業日（土日を除く）となる日、申込日の翌営業日がグッド・フライデーに該当する日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2029年4月10日まで（2019年3月29日設定）
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリング（ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。）または課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・国際分散投資戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日：2020年4月10日
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
ファンドの費用	
●購入時	
購入時手数料	購入価額に、 1.62%（税抜1.50%） を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
●換金時	
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
●保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）	
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用（信託報酬）は、以下の①と②の合計額とします。 ①基本報酬額 ファンドの日々の信託財産の元本総額に対して、年率0.378%（税抜0.35%）以内*1 基本報酬＝運用期間中の元本×基本報酬率 ※基本報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末、途中換金時または信託終了のときファンドから支払われます。 *1 有価証券届出書提出日（2019年2月13日）現在は 年率0.378%（税抜0.35%） になります。配分は以下の通りです。 <内訳> 委託会社 年率（税抜）0.12%以内*2 販売会社 年率（税抜）0.20% 受託会社 年率（税抜）0.03% *2 有価証券届出書提出日（2019年2月13日）現在は年率0.1296%（税抜0.12%）になります。 ②成功報酬額 委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。 ゴールドマン・サックス社債の 実績連動クーポンに対して10.8%（税抜10.0%） を乗じた額を原則として利金支払日*の2営業日前（ただし、2024年は利金支払日の当日）に計上し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 *利金支払日：毎年4月3日（ただし、東京の銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当した場合は、翌営業日）

その他費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・信託事務の処理に要する諸費用・外国での資産の保管等に要する費用・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
-----------	--